

監理団体の業務の運営に関する規程

STAFF 協同組合

理事長 松岡 和人

第1条 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について定めるものです。

2 本事業所は、団体監理型の技能実習制度に基づく業務を行うものです。そのため、この規程において技能実習とは、団体監理型技能実習をさします。

第2条 求人

1 （取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、これを受理するものとします。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は申し込みにあたって労働条件等の明示がない場合は受理できません。また、監理対象人数その他の理由により、適正な監理ができなくなるおそれがある場合にあっては、この限りではありません。

2 求人を申込み場合は、団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者（以下、「実習実施者等」という。）又はその代理人が、当事務所において所定の求人票に記載してください。なお、来所が困難な場合は、電話等でご相談ください。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ定め、書面により提示していただく必要があります。

4 求人受付により、別表の監理費表に基づく支払い義務が生じます。一旦申し受けた手数料は、前記管理費表に定める場合を除き、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3条 求職

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、これを受理するものとします。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは受理できません。また、監理対象人数その他の理由により、適正な監理ができなくなるおそれがある場合にあっては、この限りではありません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者（以下、「技能実習生等」という。）又はその代理人若しくは外国の送出国から求職の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては当該外国の送出国が、所定の求人票により申込み手続きを行うものとします。

第4条 技能実習に関する職業紹介

1 技能実習生等には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、誠意をもって対応します。

- 2 実習実施者等には、その希望に適合する技能実習生等を極力紹介します。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 技能実習生等を実習実施者等に紹介する場合は、紹介状を発行します。その紹介状を持参して実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 求人、求職の申込みを受けた以降は、責任をもって技能実習に関する職業紹介の任にあたります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5条 技能実習の実施に関する監理

- 1 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているかについて実地による確認（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、技能実習を行わせる事業所及び技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6条 監理責任者

1 本事業所の監理責任者は、大森一彦です。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

(1)技能実習生の受入れの準備

(2)技能実習生の技能等の修得等に関する実習実施者への指導及び助言並びに実習実施者との連絡調整

(3)技能実習生の保護

(4)実習実施者等及び技能実習生等の個人情報の管理

(5)技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する
こと

(6)国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7条 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費（職業紹介費）は、実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該実習実施者等から、別に定める監理費表に基づき申し受けます。

その額は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、技能実習生が実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、技能実習の実施に関する監理に要する費用（実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8条 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る実習実施者等又は技能実習生等から苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応いたします。

2 雇用関係が成立しましたら、実習実施者等、技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

3 本事業所は、技能実習生等の方又は実習実施者等から知り得た個人的な情報を、個人情報適正管理規程に基づき取り扱います。

4 本事業所は、技能実習生等又は実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、RPF 製造、自動車整備、機械保全です。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

監理費表（実習生の監理費を全て同じとする場合）

監理団体名： STAFF 協同組合

所在地：東京都大田区蒲田本町 2-33-2

責任者 役職・氏名 代表理事 松岡和人

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	0円	無料職業紹介のため徴収しない
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	0円	無料職業紹介のため徴収しない
	外国の送出機関へ支払う費用	送出機関との連絡・協議に要する費用	0円	無料職業紹介のため徴収しない
		外国の送出機関へ支払う費用	120,000円	協定書参照(10,000円/1か月)
	その他	その他(実習実施者との連絡・協議に要する費用)	0円	
小計			120,000円	
講習費(※)	施設使用料	施設使用料	66,000円	施設使用料÷受講者数
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	0円	講師謝金÷受講者数
		通訳謝金	0円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	教材費	0円	実費
	技能実習生に支給する手当	講習手当	60,000円	実費
	その他	その他(健康診断費用)	8,800円	実費
小計			134,800円	
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	0円	年間人件費÷技能実習生数
	交通費	監査に要する交通費	8,000円	実費
	その他	その他()	0円	
	小計			8,000円
その他諸経費	交通費	技能実習生渡航に要する費用	80,000円	実費
	人件費	相談・支援に要する費用	15,000円	実費
	事務諸経費	人件費・事務諸経費	160,000円	年間人件費・諸経費÷技能実習生数
	諸経費	その他(技能実習生総合保険、技能評価試験)	74,220円	実費
	小計			329,220円
合計			592,020円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立の有無に係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。